

物価高騰支援 水道料金基本料金を免除します

物価高騰が続いている中、経済的な負担増に直面している市民の皆様を支援するため、市と契約する家庭用水道料金のうち、基本料金を3カ月間免除します。

免除対象

加賀市と家庭用途口径13・20・25mmの水道使用の契約をしている人（加賀市に水道料金をお支払いいただいている人）
対象者には11月中旬に順次お知らせをお送りします（申請不要）。

対象期間

12月請求分（11月使用分）～2月請求分（1月使用分）の3カ月間
免除対象料金とその金額

13mm・3,432円
20mm・7,590円
25mm・11,220円
（3,740円×3月）

水道・下水道使用料のお知らせ

お客様番号：001-01400
水道町1丁目2-3
〇〇 〇〇様

令和7年12月請求分（令和7年11月使用分）
検針日：11月10日 検針員：
今月指針 80m
前月指針 68m
上水 使用水量 12m
下水 使用水量 12m
（※前年同月の使用水量は 11m です。）

11・12・1月の検針時は、基本料金が免除された金額です。
※基本水量以下の場合0円となります。

（概算料金）
上水道料金 314円
下水道料金 1,606円
合計金額（10%対象） 1,920円
（内消費税額 175円）

口径：13mm・20mm・25mmが免除対象です。

※口座振替ご利用の際は、口座振替予定日は、1月5日です。
口座：20mm 十番番号：H-99999

12月26日～30日は 歳末特別火災予防運動

年末年始は人の動きもあわだしくなり、注意力や警戒心が薄れがちになります。加えて火気を使用する機会が多くなり、特に住宅火災の発生が懸念されます。一人ひとりが気を引き締め、火の元に注意し合い、火災のない明るい新年を迎えましょう。

住宅防火

いのちを守る10のポイント
14つの習慣・6つの対策

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こたろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントにはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

火の用心



消防本部予防課

☎0761720119



詳しくはこちら

氏名のフリガナの 届出はお済みですか？

戸籍法の改正により、5月26日から戸籍に氏名のフリガナが記載される制度が始まりました。本籍のある市区町村から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されていますのでご確認いただき、記載されているフリガナが誤っている場合は必ず届出をしてください。正しいフリガナが小さい「ヤ」「エ」「ヨ」「ツ」等の人で通知に大きいカタカナで記載されている場合も届出が必要です。

届出の期限は令和8年5月25日

までですが、期限前は混み合うことが予想されますのでお早めにお申し込みください。なお、通知内容が正しい場合は届出不要です。通知されたフリガナは令和8年5月26日以降、自動的に戸籍に記載されます。届出は、マイナンバーカードからできます。市の窓口での届出や本籍地市区町村への郵送による届出も可能です。

窓窓口課

☎0761727880



詳しくはこちら

クラウドファンディング実施中！ 「学びの空間デザイン」プロジェクト に応援を

市では学校教育ビジョンに基づき、学びの改革を進めています。校舎は従来のままです。子どもたち自身のアイデアを取り入れながら、より創造的で柔軟な未来型の学びの空間に変える「学びの空間デザイン」プロジェクトを実施しています。このプロジェクトに向けた資金調達を円滑にするため、「ふるさと納税型クラウドファンディング」に挑戦し、寄附金を募っています。子どもたちの未来の学びの空間づくりを応援しませんか。ご賛同いただける人は右記QRまでお願いします。

寄附募集期間

12月31日(水)まで

図教育庶務課

☎0761727975



詳しくはこちら

令和6年能登半島地震に係る被災者 生活再建支援金の申請期限について

能登半島地震により全壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金が支給されます。

罹災証明書を発行されていて、まだ申請がお済みでない世帯はお早めに申請してください。

支給対象世帯

- ・全壊世帯・大規模半壊世帯
- ・中規模半壊世帯・半壊解体世帯
- ・敷地被害解体世帯・長期避難世帯

申請方法

申請書、その他必要な書類を福祉政策課へご提出ください。

申請期限

基礎支援金 令和8年2月2日(月)
加算支援金 令和9年2月1日(月)

●支給額

被害世帯区分	基礎支援金	加算支援金
全壊世帯 解体世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯） 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円
		補修 100万円
		賃借 50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円
		補修 100万円
		賃借 50万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円
		補修 50万円
		賃借 25万円

※世帯員が1人の場合、各該当欄の金額の4分の3の額



詳しくはこちら

10月臨時会報告

10月30日(木)に市議会臨時会が開催されました。次のとおり、案件が同意されました。

・人事案件 10件

※議会だより11月号は広報かが11月号と併せて配布する予定でしたが、印刷の都合により広報かが12月号とあわせて配布します。

詳しくは、議会ホームページをご覧ください。

